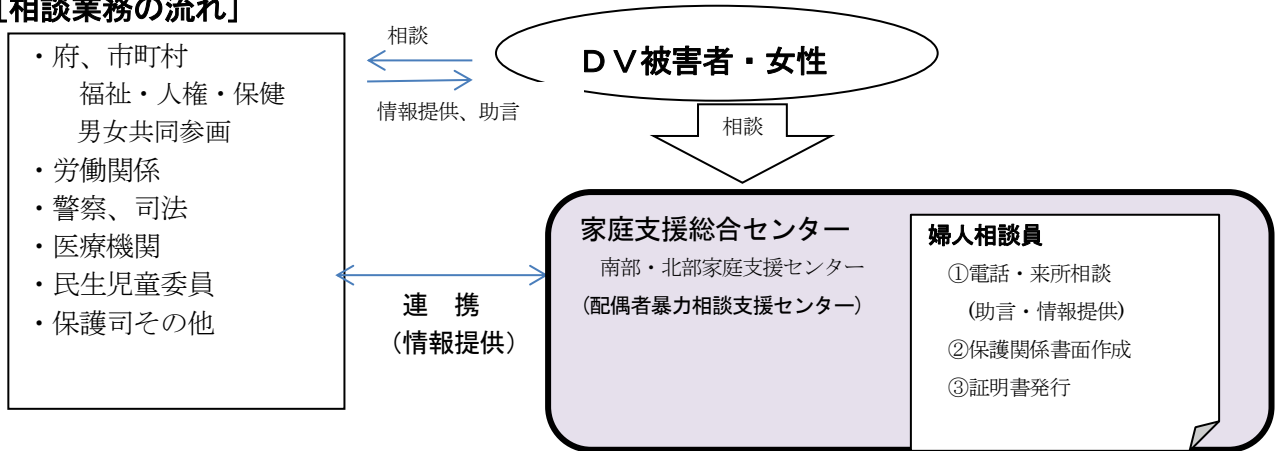


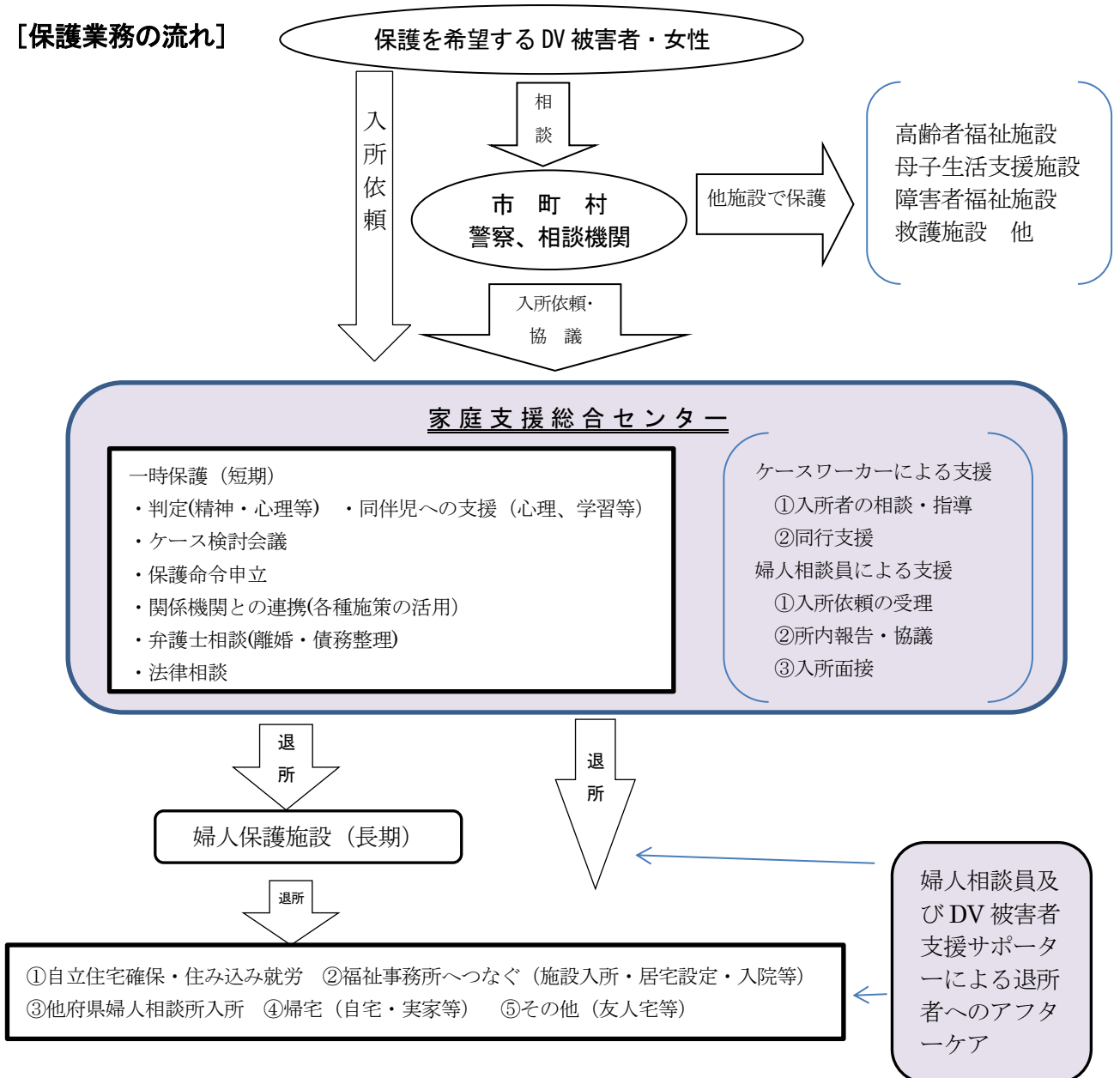
第4部 DV・女性相談の業務

1 相談・保護業務概略図

[相談業務の流れ]



[保護業務の流れ]



2 婦人保護事業の対象者

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に対応した婦人保護事業の実施について」 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

婦人保護事業が対象者とする女子は次のとおりである。

- ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ウ 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）
- エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者（居所がない者、恋人からの暴力被害女性等）

3 広報・啓発・研修

女性相談窓口やセンター機能の周知を図るとともに、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者からの相談に対応する市町村職員の研修や、婦人相談員等の資質向上を図るためのセンター内研修を実施している。

- センター通信等の発行、リーフレット等の配布
- DV被害者支援研修会等の開催（再掲）

内容	日時・場所
主訴が明確になりにくいケースについて 講師：ウィメンズカウンセリング京都カウンセラー 竹之下雅代氏	令和2年7月14日(火) 家庭支援総合センター
DVの理解と支援、配偶者暴力相談支援センターの役割 他 講師：新見公立大学・大阪府立大学客員研究員 増井香名子氏 他	令和2年9月15日(火) 家庭支援総合センター
複雑化するDV相談に対応していくために～私たちが持つべき視点 講師：京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター 今井 昭二氏	令和2年12月8日(火) 家庭支援総合センター
携帯電話における加害者からの追跡の危険性について 講師：(株)ドコモCS関西京都支店法人営業部 永春 憲二氏	令和3年3月9日(火) 家庭支援総合センター

○講演会・講習会への出講

日時	出講依頼元	対象者	講義内容
令和2年12月17日	京都自立就労サポートセンター	市町村生活困窮支援担当者	婦人相談所と配偶者暴力相談支援センターの役割
令和3年3月22日	京都犯罪被害者生活支援センター	犯罪被害者支援ボランティア	京都府のDV相談について

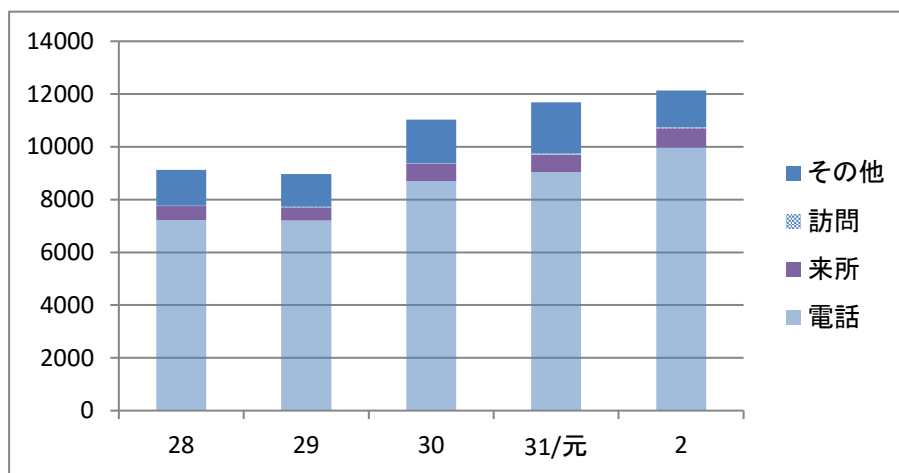
4 業務実績

(1) 相談の状況

ア 相談形態別状況

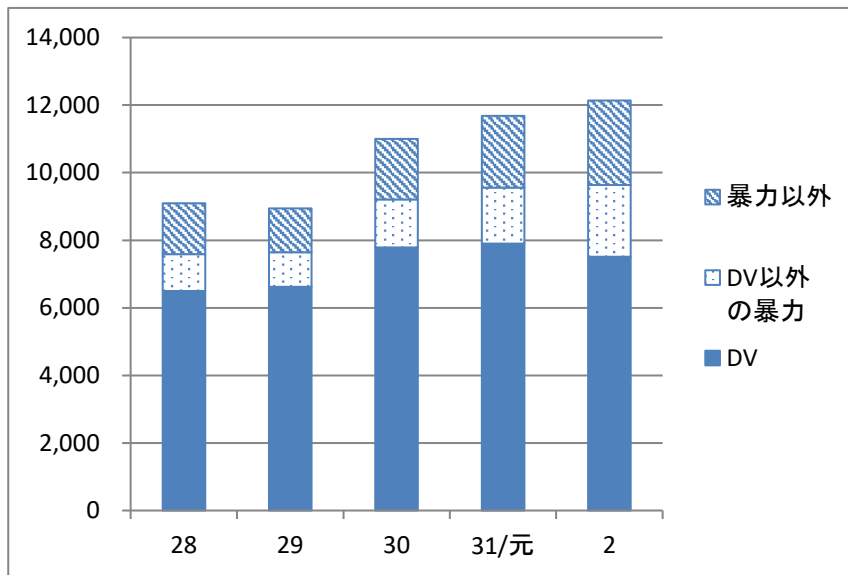
(単位:件)

年度	電話	来所	訪問	その他	計
28	7,195	531	9	1,360	9,095
29	7,183	492	21	1,246	8,942
30	8,669	664	14	1,653	11,000
31/元	9,038	662	41	1,941	11,682
2	9,973	723	39	1,402	12,137



イ DV相談の状況

年度	DV	DV以外の暴力	暴力以外	計
	(夫・内夫等)	(親子デートDV等)	(居所なし等)	
28	6,503	1,081	1,511	9,095
29	6,625	1,022	1,295	8,942
30	7,785	1,426	1,789	11,000
31/元	7,902	1,661	2,119	11,682
2	7,512	2,127	2,498	12,137

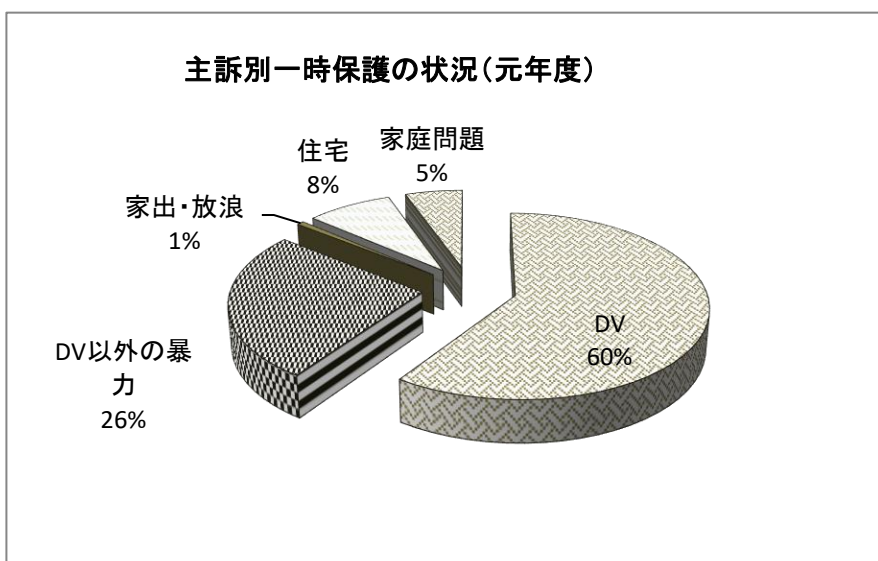


(2) 保護の状況

ア 主訴別一時保護の状況

(単位: 件)

年度	DV	DV以外の暴力	家出・放浪	住宅	経済・サラ金	家庭問題	その他	計
28	77	29	-	6	1	1	-	114
29	84	24	3	4	-	-	-	115
30	88	26	2	12	-	8	4	140
31/元	88	28	1	18	1	11		147
2	87	38	1	12		8		146



イ 退所理由別退所状況

年度	婦人保護施設入所	帰宅		就職(注)	他府県婦人相談所	福祉事務所の支援					無断退所	その他	計	
		自宅	実家			母子生活支援施設	住宅設定	入院	その他					
28	3	37	22	15	5	2	49	20	15	1	9	-	16	108
29	2	43	26	17	8	1	40	19	8	3	10	-	14	108
30	9	39	21	18	10	1	48	27	9	5	7	-	29	136
31/元	5	45	26	19	15	0	55	30	6	4	15	-	20	140
2	2	50	31	19	13	2	50	23	4	8	15	-	4	141

(注) 就職には、住み込み就職の他、自力での住宅確保を含む。

第5部 障害者相談の業務

1 相談業務の内容

(1) 相談の種類

ア 身体障害者、知的障害者に関する専門的な支援（相談・判定）

身体障害者、知的障害者や家族、市町村、障害福祉サービス事業所等の求めに応じて、身体障害者、知的障害者に対する専門的な知識及び技術を必要とする支援を、来所、巡回、訪問等により実施

・補装具費の申請に関する支援

補装具費の交付・修理の要否、処方及び適合判定

・補装具費交付後の使用状況確認・訓練等に関する支援

(補装具フォローアップ事業)

・自立支援医療に関する支援

身体障害者に対する自立支援医療（更生医療）の要否等について、文書による判定を実施。じん臓機能障害と心臓機能障害については、それぞれ専門医による審査を経て判定

・療育手帳判定及び発行

・障害福祉サービス利用、生活上の悩みや心配事等に関する相談

(個別支援相談)

・特別支援学校高等部卒業予定者の進路に関する相談（地域生活相談）

・視覚障害に関する相談

失明や視力が低下した府民等に対して、日常生活上の悩みや福祉用具、福祉制度などについての相談会を、関係機関・団体の協力のもとに実施

イ その他の専門的な支援

(ア) 市町村や障害福祉サービス事業関係職員の資質向上を図るため、研修等を実施
身体・知的障害に関すること、補装具及び補装具判定に関すること、医療的ケアに関すること等

(イ) 補装具の処方及び適合判定に関する業務を適正に実施するため、補装具製作者等を指導

(ウ) 市町村等が業務を円滑に実施するための、必要な情報の収集及び提供を実施

(エ) 地域リハビリテーションの推進のため、関係機関の実施する高次脳機能障害に係るカンファレンスに参加するなど、関係機関と連携

(オ) 相談支援事業者及び総合相談支援センターに配置されている専門職員への支援及び連携

(2) 相談の方法

ア 身体障害関係

(ア) 来所及び巡回等による相談

・来所相談（予約制）

科 目	実施曜日	受付時間	実施場所
整形外科(肢体不自由)	毎週水曜	午後2時～4時	城陽相談室

診察を伴わない補装具利用に関する相談も随時実施（予約制）

＊場所：城陽相談室（旧身体障害者更生相談所）

・巡回相談

肢体不自由及び聴覚障害に関する相談（予約制）

科 目	開 催 市 町 村 ・ 回 数
整形外科（肢体不自由）	年度当初に決定
耳鼻咽喉科（聴覚障害）	同上

・在宅重度身体障害者訪問診査

来所及び巡回相談に参加することが困難な在宅の重度身体障害者に対して、医師等を派遣して診査及び相談を行う訪問診査を実施

(イ) 視覚障害に関する相談会（視覚相談会）

（福）京都ライトハウス及び（福）京都視覚障害者支援センター等関係機関・団体の協力のもとに、毎年度6市町で6回実施

イ 知的障害関係

(ア) 療育手帳判定、地域生活相談、個別支援相談等（予約制）

来所及び巡回による相談を実施（主に中丹以北の相談は巡回）

施設入所者等についても訪問を実施

・療育手帳の判定及び交付

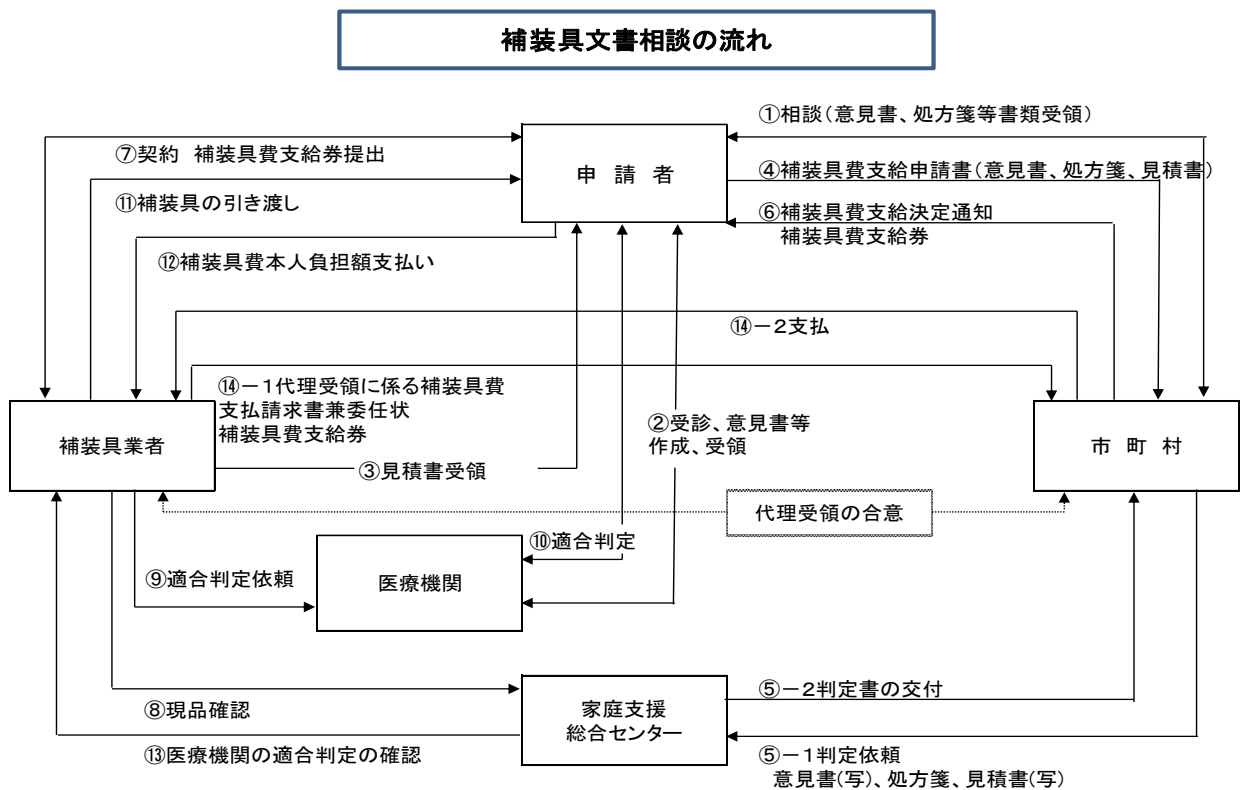
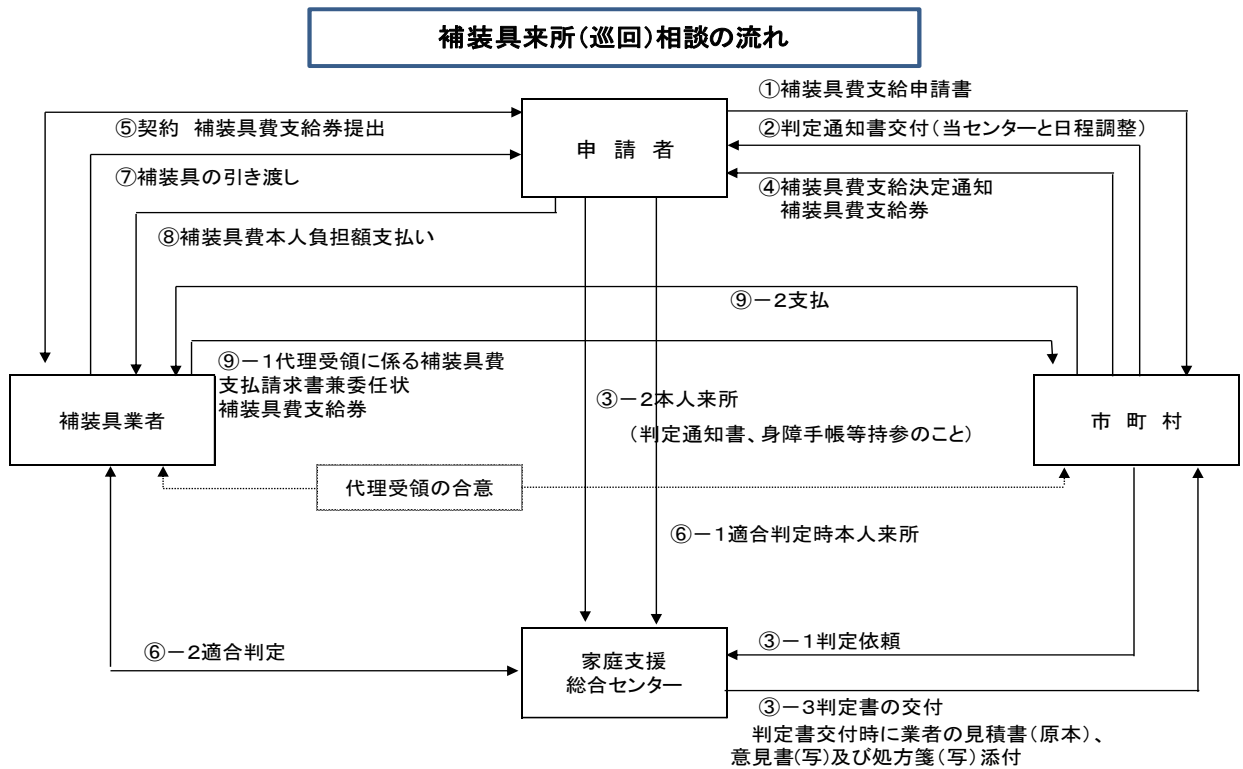
判 定	18歳以上の者	全府域分を実施
	18歳未満の者	センター（児童部門）管轄地域分を実施
交 付	全府域分を実施	

(イ) ケース会議

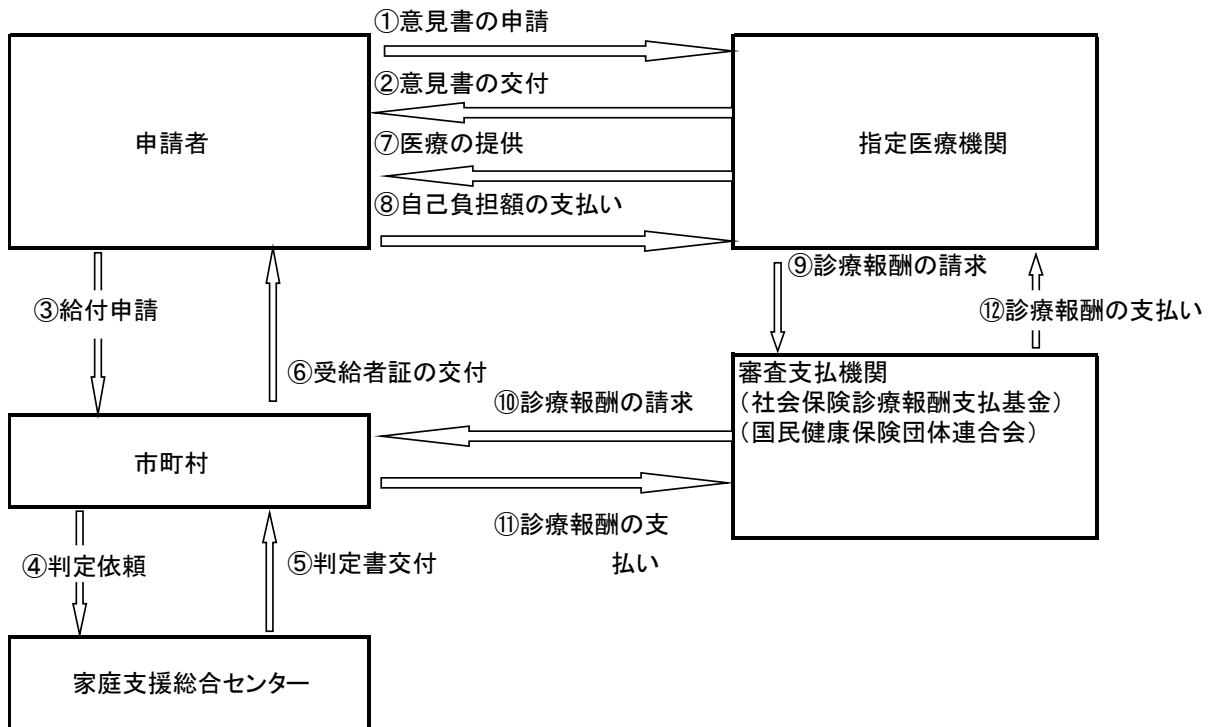
相談・判定を実施したケースのうち総合的に検討が必要とされるものについてケース会議を開催し、支援の方向性を検討。会議には市町村、障害者生活支援センター、特別支援学校、施設等関係機関が出席し、相互の情報、意見交換を行い一人ひとりにあった適切な支援が行えるよう検討（巡回による会議開催も有）

相談相談談・判定を実施していない場合でも、市町村等関係機関主催のケース会議に必要な応じて出席し、専門的立場からの助言を実施

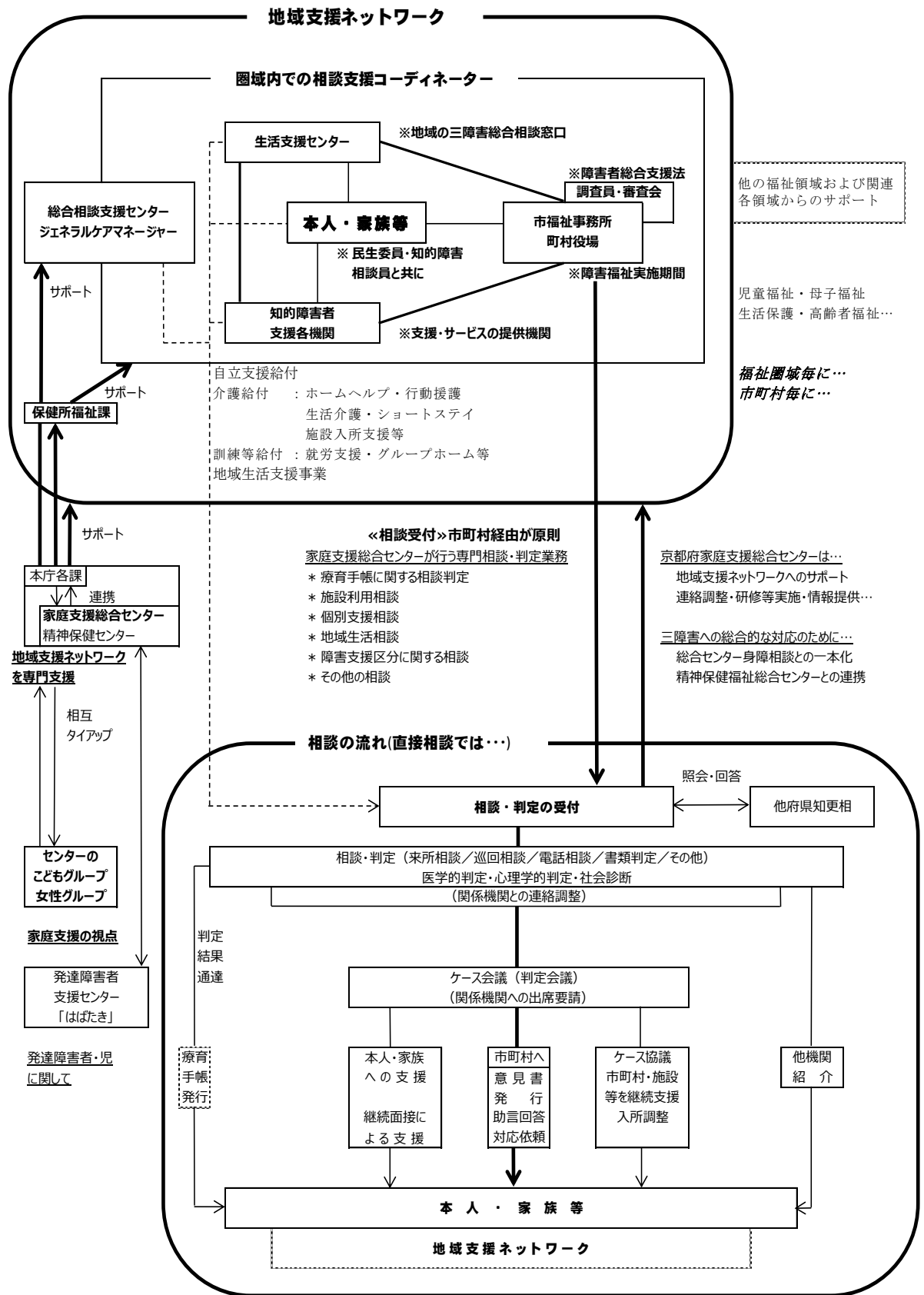
(3) 身体障害者相談・支援の概念図



自立支援医療(更生医療)の流れ



(4) 知的障害者相談・支援の概念図



【参考資料】 療育手帳判定区分と再判定期間（18歳以上の場合）

療育手帳の判定については、従来から知的能力に社会生活能力を加味して総合判定しています。18歳以上の知的障害者に対する判定方法や判定基準のガイドラインは下記のとおりです。

（平成24年度に一部改訂）

〔判定の方法と、判定区分〕

標準化された知能検査・発達検査を実施し、社会生活能力について聞き取った上で、手帳の新規申請の場合は原則として精神科医による診断を行い、これらの結果から評価することを目安とします。発症時期が18歳未満であることが必須条件となります。その上で、個別的勘案事項（身体障害や行動障害など）の有無及び程度や、次回判定年月などを検討し、総合判定を行います。

社会生活能力は、身辺自立・移動・意思交換・生活文化・家事職業の5つの領域について調査し、社会生活能力の程度を、最重度～軽度の4段階で評価します。

		社会生活能力の評価				知的障害程度の区分		
		最重度	重 度	中 度	軽 度	手帳判定区分	障害程度	
知 能 指 数	IQ20以下	A1	A1	A3※	評価せず	A	A1・A2	最重度
	IQ21～35	A3※	A3※	A3	B1		A3・A4	重 度
	IQ36～50	A3	B1	B1	B1	B	B1	中 度
	IQ51～75	B1	B1	B2	B2		B2	軽 度

注：「評価せず」について…知的障害の特性に鑑み、IQ20以下で社会生活能力が軽度となるような場合はあり得ないとの観点から、この区分については評価対象としません。

身体障害者手帳1～3級所持者について、上表の太線で囲った領域に判定された場合、身体障害の程度を勘案し、下表に従って障害程度を1ランク上位に評価します（合致しない場合は、上表に従って判定します）。

上表の判定区分	身障手帳所持判定区分	障害程度
A3※	A2	最重度
B1	A4	重 度

〔再判定期間〕

手帳判定区分に応じて、次回判定までの期間を下表のとおりとします。

障害程度	最重度	重度1	重度2	中度・軽度
手帳区分	A1・A2	A3※	A3・A4	B1・B2
基本となる期間	設定せず	設定せず	10年	10年
配慮等を要する場合	期間をケースに応じて任意に設定（1～10年の範囲）			

注：重度1に該当するものを上表でA3※と表記しています。

- ・上記判定はあくまでも目安であり、個々の障害に応じて判定します。
- ・50歳を超えた者については、障害程度にかかわらず、原則として次回の再判定を設定しません。
- ・知能検査、発達検査の結果の表記については、知能指数（IQ）又は発達指数（DQ）を使用しています。

2 業務の実績

<身体障害者への相談等>

(1)取扱人員

(単位:人)

		28年度	29年度	30年度	31年度 (元年度)	2年度	2年度 構成比
取扱人員		4,124	4,227	4,015	4,201	3,757	100
方法	来 所	698	660	644	685	627	16.7
	巡 回	438	436	475	420	371	9.9
	文 書	2,988	3,131	2,896	3,096	2,759	73.4
障害	視 覚	85	79	76	61	48	1.3
	聴覚平衡	407	354	391	389	351	9.3
	音声言語等	6	12	17	12	6	0.2
	肢体不自由	2,075	2,122	2,095	2186	2007	53.4
	内部障害	1,551	1,660	1,436	1,553	1,345	35.8

(2) 相 談

(単位:件)

		28年度	29年度	30年度	31年度 (元年度)	2年度	2年度 構成比
相談件数		4,224	4,357	4,087	4,297	3,867	100
内容	障害者手帳	0	0	0	0	0	0
	自立支援医療	2,272	2,481	2,216	2,458	2,118	54.8
	補装具	1,982	1,876	1,871	1,839	1,749	45.2
	その他	0	0	0	0	0	0

(3) 判 定

(単位:件)

		28年度	29年度	30年度	31年度 (元年度)	2年度	2年度 構成比
判定書交付件数		3,189	3,312	3,122	3,294	2,943	100
補装具	義肢	54	57	67	69	59	2
	装具	257	269	255	243	244	8.3
	補聴器	356	302	357	345	328	11.1
	車いす等	200	163	188	155	135	4.6
	その他	50	40	39	24	59	2
	計	917	831	906	836	825	28
更生医療	肢体不自由	714	804	762	890	767	26.1
	心臓等	1,344	1,396	1,101	1,181	944	32.1
	じん臓	194	247	328	371	400	13.6
	肝臓	13	17	7	1	1	0
	その他	7	17	18	15	6	0.2
	計	2272	2481	2216	2458	2118	72
施設入所		0	0	0	0	0	0

(注)「心臓等」には、免疫障害を含む(以下同じ)

(4) 身体障害者巡回相談

肢体不自由及び聴覚障害に関する相談

科 目	開 催 市 町 村 ・ 回 数
整形外科(肢体不自由)	11市町 ・ 35回
耳鼻咽喉科(聴覚障害)	8市町 ・ 8回

(5) 視覚相談会

	開催市町村・回数
相談会	4市町 ・ 4回
講演会（相談会と併催）	新型コロナ感染症対策のため延期

(6) 在宅重度身体障害者訪問診査

来所相談や巡回相談に出席が困難な重度の身体障害者に対して、家庭訪問や医療機関、障害者施設に職員を派遣し、補装具費（重度障害者意思伝達装置、電動車椅子等）の支給決定に関する訪問調査

対象者：33人

(7) 補装具フォローアップ事業

補装具交付後のアフターケアとして、理学療法士等が病院や家庭訪問等を行い、補装具の使用状況を確認し、補装具訓練等を実施

対象者：9人

(8) 研修会等の開催

ア 医療的ケアを必要とする障害者への支援に関する研修会

たん吸引等の医療的ケアを要する重度障害者が利用する施設等に勤務する職員を対象に、姿勢管理や呼吸管理の難しい重症心身障害児（者）を理解し、より支援の現場で役立ててもらうことを目的として開催（協力：国立病院機構南京都病院）

年月日	内容	場所	参加者数
新型コロナ感染症対策のため中止	医療的ケアを必要とする障害児者が安楽な呼吸をするために～特にポジショニングの必要性について	家庭支援総合センター	—

イ 医療的ケアに従事する看護職員実地研修

たん吸引等の医療的ケアを要する重度障害者が利用する施設等に勤務する看護職員等を対象に、その障害特性や医療的ケアについての理解と看護技術の向上を目的として開催（協力：国立病院機構南京都病院・花ノ木医療福祉センター）

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
新型コロナウイルス感染症対策のため中止	見学実習と臨床講義 (摂食嚥下機能、人工呼吸器、障害者医療等)	南京都病院	—
新型コロナウイルス感染症対策のため中止	重症心身障害児者病棟での実習 (呼吸管理、感染管理、日常生活援助、口腔ケア、療育等)	花ノ木医療福祉センター	

ウ 市町村新任障害福祉担当者研修会

障害者福祉の業務に携わって1年目の職員を対象に、基礎的な知識の獲得を目的として開催

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
新型コロナウイルス感染症対策のため中止	身体障害者手帳、療育手帳、補装具、自立支援医療（更生医療）の各制度説明等	家庭支援総合センター	市町村担当者に研修資料送付

エ 市町村障害福祉現任職員研修会

障害者福祉の業務に携わって2年目以降の職員を対象に、現場で直面する様々な課題に的確に対応できる能力の醸成を目的として開催

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
第一回 令和2年 12月21日（月）	① 更生医療について ② 補聴器概要について ③ 補装具支給事務について ④ 市町村で判断する補装具について	家庭支援総合センター	25人

※知的障害に関する研修については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止

〈知的障害者への相談等〉

(1) 相談判定取扱状況の推移

年度	実施区分	取扱い 実人数 (人)	相談内容								判定内容				判定書等交付件数			
			施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計	医学 判定	心理 判定	その他 の判定	計	障害程 度区分	療育 手帳	その他
28	来所	885	109	0	27	157	106	0	434	318	1151	178	408	694	0	368	346	714
	巡回	225	28	0	30	0	0	168	57	283	30	197	198	0	168	30	198	
	計	1110	137	0	27	187	106	0	602	375	1434	208	605	892	0	536	376	912
29	来所	796	57	0	40	97	98	0	477	176	945	110	378	674	0	420	265	685
	巡回	223	22	0	0	22	0	0	180	43	267	22	198	210	0	179	21	200
	計	1019	79	0	40	119	98	0	657	219	1212	132	576	884	0	599	286	885
30	来所	914	60	0	6	75	46	0	711	170	1068	83	412	751	0	681	183	864
	巡回	206	18	0	0	30	0	0	178	18	244	31	177	196	0	178	18	196
	計	1120	78	0	6	105	46	0	889	188	1312	114	589	947	0	859	201	1060
31/ 令和 元	来所	807	72	0	18	101	139	0	621	199	1150	116	441	1022	0	564	278	842
	巡回	185	23	0	0	36	0	0	161	23	243	36	184	207	0	161	23	184
	計	992	95	0	18	137	139	0	782	222	1393	152	625	1229	0	725	301	1026
令2	来所	573	61	0	18	93	84	0	386	199	841	105	293	709	0	343	237	580
	巡回	153	18	0	0	22	0	0	135	18	193	22	153	170	0	135	18	153
	計	726	79	0	18	115	84	0	521	217	1034	127	446	879	0	478	255	733

(2) 実施機関別相談内容内訳

		取扱い 実人数	相談内容						計
			施設	職業	医療 保健	生活	療育 手帳	その他	
市 部	福知山市	41	2	0	3	5	33	5	48
	舞鶴市	83	6	0	6	6	52	32	102
	綾部市	30	2	0	4	6	21	4	37
	宇治市	103	8	2	16	7	88	18	139
	宮津市	17	1	0	1	3	12	4	21
	亀岡市	54	4	5	6	5	38	12	70
	城陽市	48	7	1	12	8	36	18	82
	向日市	42	3	3	7	6	32	31	82
	長岡京市	36	6	3	9	5	26	12	61
	八幡市	50	11	0	14	8	35	14	82
	京田辺市	28	4	1	5	1	22	7	40
	京丹後市	59	4	0	6	4	29	29	72
	南丹市	28	4	1	6	1	22	6	40
	木津川市	30	2	0	4	7	20	6	39
	小計	649	64	16	99	72	466	198	915
保 健 所 管 内 町 村	乙訓保健所	10	2	1	2	2	6	2	15
	山城北保健所	15	5	1	4	3	9	5	27
	山城南保健所	20	5	0	5	3	15	7	35
	南丹保健所	10	0	0	2	1	10	1	14
	中丹西保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	中丹東保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	丹後保健所	22	3	0	3	3	15	4	28
	小計	77	15	2	16	12	55	19	119
合計	726	79	18	115	84	521	217	1034	

(3) 療育手帳相談判定

(単位:件)

区分 年度	来所			巡回			書類判定			合計
	新規	再	小計	新規	再	小計	新規	再	小計	
28	53	245	299 (55.3%)	23	145	168 (31.1%)	41	32	73 (13.9%)	540
29	44	275	319 (52.5%)	28	144	172 (28.3%)	45	72	117 (19.2%)	608
30	39	370	409 (50.2%)	28	156	184 (22.6%)	29	193	222 (27.2%)	815
31/ 令和元	47	338	385 (53.7%)	23	138	161 (22.5%)	38	133	171 (23.8%)	717
令和2	57	254	311 (51.2%)	34	137	171 (28.1%)	50	76	126 (20.7%)	608

<参考:療育手帳所持者数の推移>

(単位:人)

年度	総数	18歳未満	18歳未満 内訳				18歳以上	18歳以上 内訳					
			0～5	6～11	12～14	15～17		18～30	31～40	41～50	51～60	61～69	70～
28	10,881	2,219	296	817	506	600	8,662	2,772	1,901	1,821	908	666	594
		%	13.3	36.8	22.8	27.0	%	32.0	21.9	21.0	10.5	7.7	6.9
29	11,158	2,271	282	851	500	638	8,887	2,827	1,910	1,909	933	671	637
		%	12.4	37.5	22.0	28.1	%	31.8	21.5	21.5	10.5	7.6	7.2
30	11,433	2,355	270	882	543	660	9,078	2,867	1,906	1,950	1,019	651	685
		%	11.4	37.5	23.1	28.0	%	31.6	21.0	21.5	11.2	7.2	7.5
31/ 令和元	11,589	2,373	260	892	556	665	9,216	2,877	1,907	1,967	1,094	650	721
		%	11.0	37.6	23.4	28.0	%	31.2	20.7	21.3	11.9	7.1	7.8
令2	11,786	2,349	255	879	561	654	9,437	2,948	1,940	1,979	1,187	636	747
		%	10.9	37.4	23.9	27.8	%	31.2	20.6	21.0	12.6	6.7	7.9

(4) 地域生活相談実施状況

特別支援学校卒業予定者についての地域生活相談（進路相談）実施数

(5) 個別支援相談

障害者福祉サービスの利用や就労、地域生活等に関して、課題を抱えている本人や家族、関係機関等からの依頼を受けて、心理判定を行い、今後の支援のあり方に

与謝の海	舞鶴	中丹	丹波	宇治	向日が丘	八幡	城陽	南山城	豊	計
8	7	3	8	8	10	10	9	6	1	70

ついて相談を行う。

- ・個別支援対象者 … 4 件（令和元年度 3件）

(6) 相談対応としてのケース会議の実施状況

特別支援学校卒業予定者についての地域生活相談（進路相談）や個別支援相談について、関係機関によるケース会議を開催する。

- ・進路相談、個別支援相談に係るケース会議 … 76 件（令和元年度 78件）

(7) 研修会等の開催

市町村障害福祉現任職員研修

※身体障害者への相談「(7) 研修会等の開催 工」を参照

第6部 ひきこもり相談の業務

1 業務内容

ひきこもりの問題は、ひきこもっている本人だけでなく、家族をも巻き込んだ家庭問題である。当事者だけで解決することが難しいため、状況を改善していくためには家族全体を支える第三者の存在が重要である。当センターでは、精神保健相談員や臨床心理士等の専門スタッフによる相談対応や家族教室開催、相談支援従事者に対する研修会等を実施している。

(1) 電話相談・面接相談・家庭訪問等

ひきこもり相談専用電話にて、ひきこもりの問題を抱える家族や本人の電話相談を実施している。精神保健相談員や臨床心理士等の専門スタッフが相談に対応し、必要に応じて、下記会場にて面接相談を行っている（面接相談は予約制）。

また相談の内容や本人の希望を勘案し必要な場合は家庭訪問や関係機関への同行支援等を行っている。

併せて、相談内容に応じて、府内で活動している民間支援団体（相談・訪問、居場所の提供、学習支援等）や就労支援に関する情報提供を行っている。

<面接相談会場>

南部 京都府家庭支援総合センター（平日）

北部 京都府福知山総合庁舎（原則、第1・3水曜日）

(2) 家族教室の開催（開催状況は別表）

ひきこもり当事者の家族が、ひきこもりを理解し、適切な対応方法を学び、また、同じ悩みを抱える家族が交流できる場を持つことを目的に、家族のための教室を開催している。

(3) 研修会の開催（再掲）

ひきこもり相談支援に従事する市町村、NPO等関係団体の職員に対する研修会を北部（宮津市）、中部（亀岡市）及び南部（京都市）地域で開催している（今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、Zoomを用いたリモート開催も実施）。

<ひきこもり支援対応強化研修>

開催日	場所	内容
令和2年12月14日	宮津市福祉・教育総合プラザ	京都府におけるひきこもり支援について 会場開催、Zoom併用
令和3年1月14日	キャンパスプラザ京都(京都市内)	
令和3年1月18日	ガレリアかめおか	
令和3年2月24日、26日、 3月8日	Zoomによるリモート開催	

(4) チーム絆 地域チームとの連携

ひきこもりの相談については、当センターとともに、京都府が民間支援団体（6団体）に委託している「地域チーム」が地域での相談に応じている。

当センターと地域チームでは相談支援状況の報告・共有やケーススタディ等を定例で行っている。

<チーム絆地域チーム6団体（平成30年度）>

乙訓地域	NPO法人乙訓障害者事業協会「乙訓もも」
山城北地域	ほっこりスペース あい
山城南地域	社会福祉法人南山城学園 京都府「チーム絆」 山城南相談室
南丹地域	京都府チーム絆 学びの森
中丹地域	NPO法人ニュートラル
丹後地域	企業組合労協センター事業団「ひととわ」

2 業務実績

(1) 相談の状況

ア 電話相談件数推移

(件)

年度	合 計	地 域			
		南部	北部	京都市	府外・不明
26	599	210	44	288	57
27	445	193	24	139	89
28	433	202	24	153	54
29	461	211	30	179	41
30	353	126	35	140	52
元	502	186	25	212	79
2	487	275	46	85	81

イ 面接相談件数推移

(件)

年度	合 計	地 域			
		南部	北部	京都市	府外・不明
26	1005	546	73	386	0
27	889	496	57	323	13
28	796	419	63	307	7
29	867	371	123	373	0
30	903	451	139	309	4
元	1043	581	141	321	0
2	744	527	50	167	0

ウ 訪問支援件数推移 (件)

年度	合 計	家庭訪問	出張面接	関係機関への訪問
26	137	15	79	43
27	68	2	40	26
28	80	4	51	25
29	209	73	102	34
30	552	268	224	60
元	651	232	340	79
2	675	253	381	41

エ 面接相談(実件数) (件)

年度	合 計
26	186
27	162
28	151
29	143
30	122
元	159
2	111

オ 訪問支援(実件数) (件)

年度	合 計
26	41
27	26
28	27
29	39
30	57
元	85
2	89

(2) ひきこもりを支える家族教室の開催状況

<基礎編>

会場：家庭支援総合センター	延		新規
	家族数	人数	(家族数のみ)
第1回 令和2年10月27日(火)、11月9日(金) オリエンテーション、ひきこもりの基礎知識、本人への接し方	27	28	16
第2回 令和2年11月24日(火)、12月4日(金) 本人の体験談	33	35	6
第3回 令和2年12月15日(火)、18日(金) 発達障害について	28	30	2
第5回 ※緊急事態宣言発令中のため中止 精神科医療について	X	X	X
第4回 ※緊急事態宣言発令中のため3月に振り替え 令和3年3月10日(水)、12日(金) 支援事例の紹介～相談から支援、他機関からの話～	19	21	0
第6回 令和3年3月10日(水)、12日(金) 支援事例の紹介、今年度を振り返って	19	21	0
計	126	135	24

全体合計

延 126家族 135人 / 実24家族

注)新規については、『今年度新規』の件数を計上(今年度以前に参加経験のある家族も含まれる)

<実践編>

会場：キャンパスプラザ京都	延		支援者
	家族数	人数	
第1回 令和3年3月23日(火) ひきこもりとネット・ゲーム依存～当事者から学ぶ～	13	13	26
第2回 令和3年3月26日(金) ひきこもり当事者を支える家族の役割～父親の視点から～	17	19	3
計	30	32	29

第7部 児童虐待・DV被害者支援の業務

1 業務内容

地域生活に不安があると思われる児童養護施設等退所者やDV被害者及びその同伴児童に対して、地域で安定した生活が継続して営めるように関係機関と連携を図りながら横断的、継続的な支援、「寄り添い型家庭支援事業」を実施している。

また、虐待を繰り返してしまう保護者に対し、再発防止のための教育、支援プログラムを実施するとともに、関係者等を対象とした研修、啓発事業を実施した。

さらに「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」に基づき、里親の確保や制度の普及啓発に取り組んだ。

(1) 児童養護施設等退所者への支援

ア 個別支援

虐待等により児童養護施設に入所した者で、就職等により施設を退所した後も、様々な理由で、家庭に戻れず単身生活を始める者に対して、安定した生活が送れるよう個別支援を行った。

・令和2年度 支援対象者 37名 (うち支援者数 37名)

イ 居場所の提供

委託先：アフターケアの会メヌエット (代表 安保千秋)

平成27年度から京都市内の事務所等で退所者の交流等を目的としたイベントや相談支援を実施。

・サロンドツキイチ (月に一度、居場所事務所等での食事会) 開催 (開催数7回、延55名)

・令和3年3月13日 高校卒業を祝う会 (児連協共催事業)

ウ ニュースレターの送付等

活動内容の紹介、退所者とのつながりを目的にニュースレターを年4回発行

エ 退所者連携会議 (主催 京都府児連協)

・令和2年11月30日 京都府児連協加盟施設とアフターケアの現状について情報共有

(2) DV被害者等への支援

ア DV被害者への支援

一時保護所に入所したDV被害者等で一時保護所を退所後、府内に住居を設定する者に対して、女性相談と連携を取り地域での生活が安定、定着できるように支援を行った。

・令和2年度 支援者数 1名

イ DV被害者の同伴児童への支援

一時保護所に入所したDV被害者等の同伴児童に対して、行動観察等を実施するとともに必要に応じて心理検査等を実施、退所先の関係機関と連携を取り、退所児童が新しい地域で安定した生活が送れるように支援を行った。

・令和2年度 支援者数 73名 (乳幼児30名、就学児43名)

(3) 保護者支援

ア 虐待を繰り返す（おそれのある）保護者への教育・支援

要保護児童対策地域協議会、各センターで指導中の保護者等を中心に虐待を繰り返さない、よりよい家族関係が築けるよう教育、支援事業を行った。

① MY TREE ペアレンツ・プログラム（虐待をしてしまう保護者の支援プログラム）

	実施回数	場所	出席者
事前説明会	1回(資料配付)	府内各児童相談所 保健所・市町村・教育委員会	-
プログラム (セッション・ 面接・同窓会)	中止	綾部総合庁舎	-
	16回 (令和2年8月19日 ～令和3年3月12日)	家庭支援総合センター	実6名
事業報告会	5回	大山崎町役場 長岡京市役所 向日市役所 八幡市役所 宇治児童相談所京田辺支所	計9名

② 寄り添いカウンセリング（虐待をしてしまう保護者対象のカウンセリング）

実施期間等	場所	参加者
通年月2～3回	家庭支援総合センター	30名(延91名)
通年月1回	綾部総合庁舎	8名(延30名)

③ トリプルP（育児スキルがないために虐待してしまう保護者の集中トレーニング）

実施回数	場所	参加者
7回 (令和3年1月20日 ～3月3日)	ZOOM	実10名

(4) 里親制度の普及啓発、里親支援

里親登録希望者等への研修を実施するとともに、里親委託推進、広報啓発、里親の登録台帳管理、里親会事務局として関係者の連絡調整等を行った。

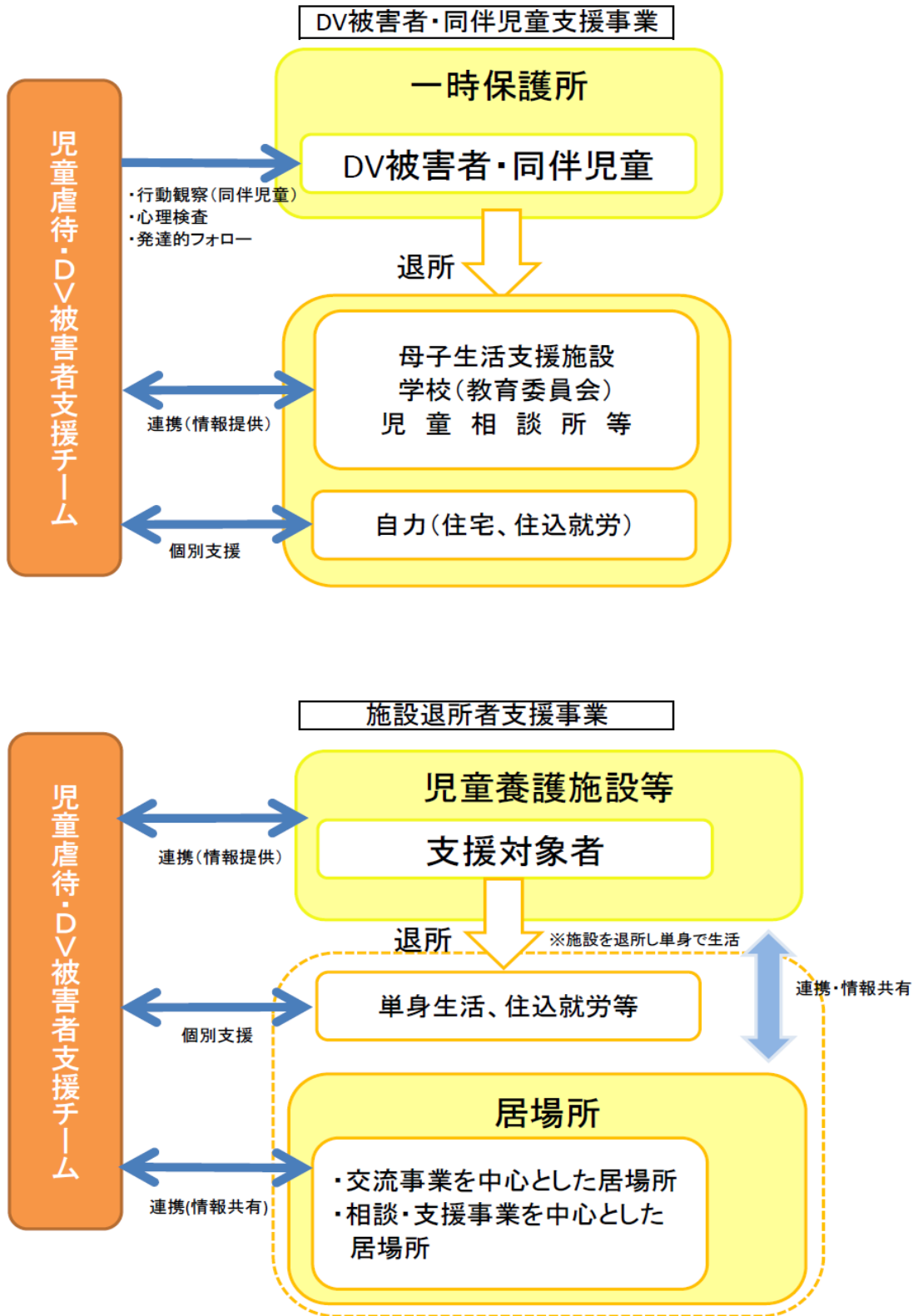
里親研修

- ・基礎研修 5月は中止、11/7(参加者21名)
- ・登録前研修 5月は中止、11/14、11/15(参加者7名)
- ・更新研修 9/13(参加者24名)

里親広報

- ・市役所出張説明会(宇治市12回、舞鶴市・亀岡市・南丹市各4回、)
- ・里親出前講座出講(京大病院1回)

支援フロー図 (寄り添い型家庭支援事業)



第8部 非行少年等立ち直り支援の業務

1 業務内容

非行等の問題を抱える少年に対し、学校や警察、家庭裁判所等幅広い関係機関と連携して、支援プログラムを作成、様々な体験活動等を通じた立ち直り支援及び地域の民間支援団体等と連携した居場所（ユース・コミュニティ）づくり

(1) 寄り添い型支援（関係機関から紹介を受けた少年への支援）

ア 対象とする少年

学校や警察、児童相談所等の関係機関から紹介を受けた、概ね中学生から成人に至るまでの少年及びその保護者

イ 支援内容

支援コーディネーターを中心に、非行の要因を検証するためのケース会議を関係機関と連携して開催、少年一人ひとりに適した支援プログラムを作成し、体験活動等を通じて立ち直りを支援

ウ 支援プログラム

- (ア) 基本プログラム：支援コーディネーターによる継続的な面談、見守り
- (イ) 体験活動プログラム：介護・保育、ボランティア、農作業、スポーツ、音楽等
- (ウ) 就学支援プログラム：学習支援、登校・進学、編入資格、高卒資格取得支援等
- (エ) 就労支援プログラム：職業基礎能力の習得、就労体験、就職相談 等
- (オ) 家庭支援プログラム：保護者面談、カウンセリング、地域活動参加 等

(2) 家庭裁判所係属中少年への支援

ア 対象とする少年

家庭裁判所に送致され係属中で、非行が比較的軽微又は試験観察中の少年

イ 支援内容

社会貢献活動や地域住民との対話等を通じて自己を振り返り、地域社会の一員としての自覚を認識させることにより再非行防止を図る

ウ 支援プログラム（立ち直り支援地域力活用プログラム）※プログラムはすべて非公開で実施

- (ア) 非行が比較的軽微な少年（社会貢献活動への参加）
地域のNPOやボランティア団体が実施する清掃活動等に参加
- (イ) 試験観察中の少年（地域住民との対話等）
社会貢献活動に加え、地域団体の代表者等との対話等を実施（対象少年の状況に応じ、家庭裁判所との個別調整により支援内容を決定）

(3) 少年非行防止のための「ユース・コミュニティ」づくり応援事業 (平成 26 年度～)

ア 対象とする少年

家庭や学校に居場所がなく、非行等の課題を抱える、概ね中学生から成人に至るまでの少年

イ 支援内容

対象少年たちの居場所を設置し、支援プログラムにより、自分の居場所や役割、存在価値を見いだすことにより非行・再非行の防止を図る

※地域で活動する民間団体に委託し、府内 2 箇所に設置

(令和 2 年度)

京都市・乙訓地域	乙訓少年支援の会「ひまわり」
山城地域	京都南部少年少女自立支援の会「青空」

ウ 支援プログラム

少年の悩み相談や学習支援、体験活動等

2 業務実績

(1) 支援人数

(人)

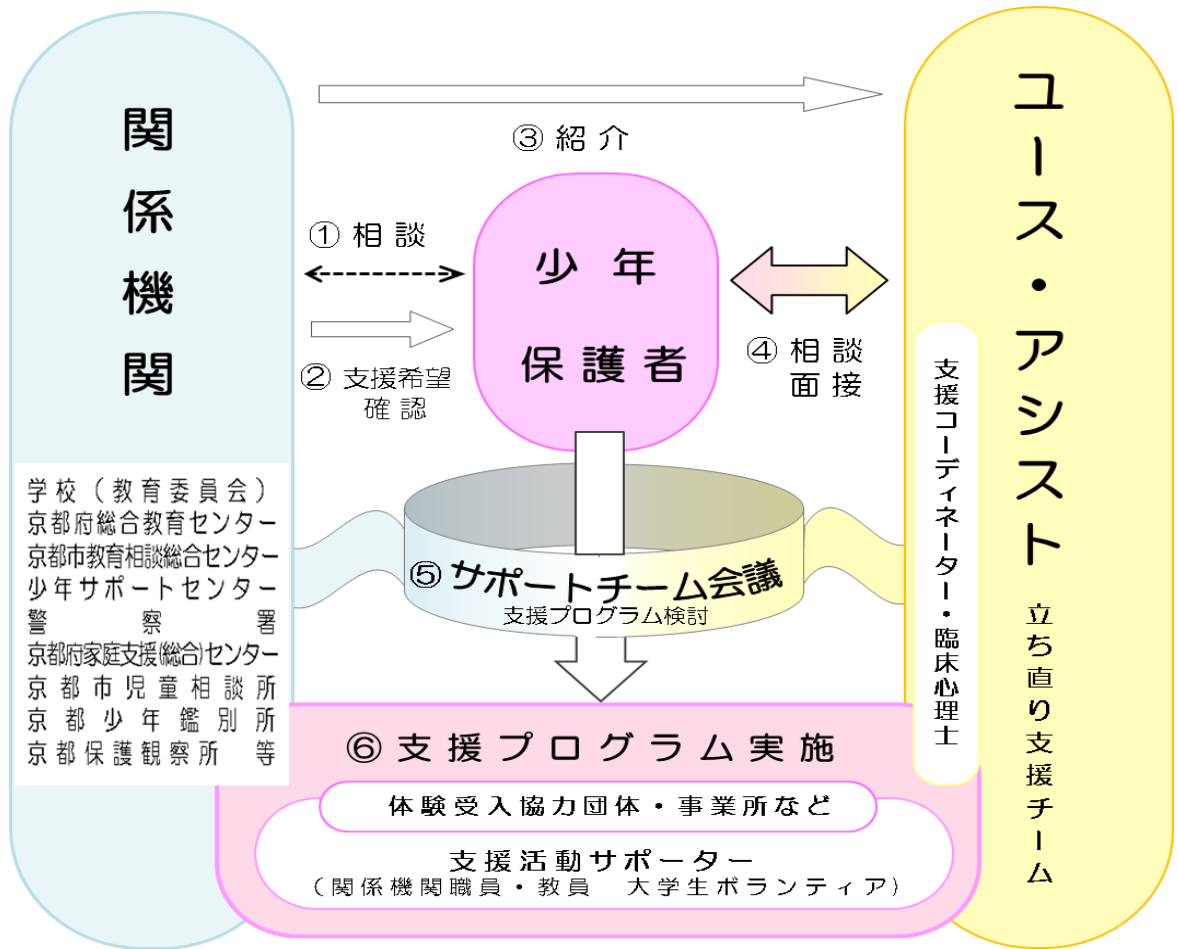
年度	27	28	29	30	R01	R02
寄り添い型支援	69	73	67	64	54	40
家庭裁判所係属中 少年への支援	68	40	58	37	45	46
計	137	113	125	101	99	86
ユース・コミュニティ (延べ参加人数)	1, 285※	1, 639	2, 134	2, 192	1, 770	1, 620

※平成 27 年度はモデル事業のため 2 箇所で実施

(2) 関係機関との連携

関係機関が一体となったネットワーク体制を構築し、より効果的な立ち直り支援を行うため「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進会議」を設置し、情報共有や意見交換を実施 (令和 2 年度開催状況：1 回開催 9/3)

支援フロー（寄り添い型支援）



「ユース・コミュニティ」利用の流れ

